

計測器校正の勘どころ

ISO/IEC17025 編(第3回)・電波法と電気通信事業法

アンリツカスタマーサポート株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

前回は、ULのDAPに用いられる校正をご紹介いたしました。今回は、みなさまにも馴染みの深い電波法と電気通信事業法の場合について解説をいたします。日本の国内法に基づく規制では、ISO/IEC17025対応校正は、即ちJCSS認定校正であることが必須となっています。では二つの法律に対する規定を見てみましょう。

1. 計量法としてのJCSS制度

JCSS(Japan Calibration Service System)制度は校正機関を法的に登録する制度として、計量法第143条でその内容が規定されています。実際に登録審査の基準は「国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること」が定められています。また、計量法第144条では、前記の登録校正機関が経済産業省令で定める標章(JCSSロゴマーク)を付した証明書を交付できることを規定しています。

2. 電波法の場合

過去の小欄(制度編:第1回)でご紹介しましたが、電波法第24条の2第4項第2号では、検査等事業者が使用する測定器その他の設備は、次のいずれかに掲げる校正(校正)を行うと定められています。

- イ: 独立行政法人情報通信研究機構又は電波法第102条の18第1項の指定校正機関が行う校正
- ロ: 計量法(平成4年法律第51号)第135条又は第144条の規定に基づく校正
- ハ: 外国において行う校正であって、独立行政法人情報通信研究機構又は電波法第102条の18第1項の指定校正機関が行う校正に相当するもの
- ニ: イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

また、電波法第38条の3第1項2号には特定無線設備の技術基準適合証明を行う登録証明機関で使用する測定器その他の設備についての規定があり

ます。その定めは電波法第24条の2第4項第2号のイからニまでの何れかに掲げる校正(校正)を受けることを定めています。実際に、これらの検査等事業者や登録証明機関で、ロおよびニに該当する校正(校正)に対してJCSS認定校正が利用されています。

3. 電気通信事業法の場合

電気通信事業法87条第2号では端末機器技術基準適合認定を行う登録認定機関で使用する測定器その他の設備についての校正(校正)の規定があります。その定めは電波法第24条の2第4項第2号のイからニまでの要件と同様であり、イからニまでの何れかに掲げる校正(校正)を受けることを定めています。

電波法、電気通信事業法は、ともに総務省が管轄する行政領域であることから、これらの法律に関わる測定器その他の設備については、今後の法律改訂においても、基本的にイからニまでの校正(校正)を行うことが求められることになると考えられます。

4. JCSS認定校正の利点

実際にイからハまでの校正(校正)を比較した場合、イは指定校正機関そのものが少なくサービスの選択の幅が限られること、またハは現実に校正納期が延びてしまう難点があります。一方、ロはJCSS登録校正機関が独自のサービス手順を開発する中で、発注方法、物流過程、納期などのサービスに工夫を凝らしているケースが見られています。より利用しやすい校正(校正)サービスを選択できるという点で、ユーザにとっては福音です。2つの法律の事例は、JCSS認定校正の有効活用の好例と言えるかもしれません。

チェック!

JCSS認定校正は、電波法第24条、および電気通信事業法第87条の規定でその利用が可能となっています。数あるJCSS登録校正機関の中から、利用しやすいJCSS認定校正メニューを選ぶことができます。